

規制改革実施計画の取組状況について

令和5年2月6日
文部科学省



文部科学省

進捗状況について

No.1 誰一人取り残されない、デジタル活用を前提とした個別最適な教育	対応状況
<p>a 文部科学省は、次期教育振興基本計画の策定に向けた議論を踏まえつつ、中央教育審議会等において、従来の対面・書面を前提とした一斉授業型の教育から、デジタル活用を前提とした個に応じた学びを推進するための学校教育を実現できるよう検討する。特に、個に応じた学びを進めるために必要な標準授業時数や教育課程に関する制度的柔軟性や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等専門人材のオンラインも含めた活用促進について、必要な検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 令和4年10月に中央教育審議会に設置した義務教育の在り方ワーキンググループにおいて、義務教育の意義や学びの多様性等について議論中。一人一台端末等の活用も含めた多様で柔軟な学びの具体的な姿の明確化について検討している。● 標準授業時数の弾力的な運用を認める授業時数特例校制度を令和4年度から実施している。● スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等について、オンライン活用の効果や課題を把握。オンラインも含めた活用促進のため、必要な予算の措置や好事例の収集・周知などの取組を予定。
<p>d 文部科学省は、1人1台端末について、平常時の持ち帰り活用が可能な学校が全体の26.1%に限られている状況について、学校現場において保護者等との共通理解を図れるよう支援するとともに、全ての児童生徒が1人1台端末の平常時の持ち帰り等により家庭でも学校でのICTを活用した学びが継続できるよう、オンライン授業や家庭でのICT活用ができるかどうか住んでいる地域によって決まる状態を解消するため、1人1台端末の平常時の持ち帰り等の実態を把握し、必要な施策を検討・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 学校現場において保護者等との共通理解を図れるよう、文部科学省特設ページにおいて端末持ち帰りの意義・方法や保護者理解についての特集記事を掲載する等の周知を実施。● 1人1台端末の平常時の持ち帰りや地域ごとの活用の実態等については、令和4年度全国学力・学習状況調査（令和4年7月結果公表）により把握しているところ。● 全ての地域において端末の活用が進むよう、当該調査結果について都道府県・政令指定都市別に集計し、令和4年11月に通知・公表。併せて、各都道府県において持ち帰り状況を含む域内の端末活用状況を分析するよう求めるとともに、その結果が分かる資料の提出を依頼。
<p>e 文部科学省は、デジタル時代を踏まえた個に応じた学びを推進するため、授業で1人1台端末が活用されるよう必要な支援を行う。特に、教科や地域によって活用が進まない実態がないか調査し、そのような状況が確認された場合には当該状況を改善するために必要な施策を検討・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 上記調査結果等によって明らかになった活用状況の格差等を改善するため、令和4年度第2次補正予算及び令和5年度当初予算案において、好事例の創出・展開、端末活用支援等に必要な予算を措置・計上。

No.1 誰一人取り残されない、デジタル活用を前提とした個別最適な教育	対応状況
<p>h 文部科学省は、令和4年度より必修化された「情報Ⅰ」及び令和5年度より開設される「情報Ⅱ」について、住んでいる地域によらず全ての生徒が質の高い教育を受けられる状況であるか確認するため、教員配置状況、実技指導・実習実施状況(使用するプログラミング言語を含む。)、外部人材やチューターの活用状況、生徒の満足度、教員のフィードバックを調査し公表するとともに、「情報Ⅰ」を担当する教員等の指導力を向上し、全国で質の高い教育が実施されるために必要な施策を検討・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教科情報の教員の配置状況については、令和4年5月時点の状況について調査し結果を公表済み。 ● 実技指導・実習実施状況、外部人材やチューターの活用状況、生徒の満足度、教員のフィードバックについては、必要な単位の履修が修了するまでは調査実施は困難であり、令和5年度に実施予定(現在、調査設計に着手中)。 ● 上記の状況も踏まえつつ、情報科の指導の充実に向けて、令和4年度第2次補正予算及び令和5年度当初予算案において、専門人材の育成・確保の仕組みの確立、教材・コンテンツの開発・作成等に必要な予算を措置・計上。
No.2 外部人材の積極活用を通じた社会とつながる質の高い学びの実現	対応状況
<p>h 文部科学省は、中学校・高等学校の一部教科において当該教科の免許状を保有する質の高い教員の確保が困難となり、免許外担任の許可件数が高水準にある状況等を踏まえ、複数校指導の状況(同時双方向等のオンラインを活用した授業を含む。)を調査するとともに、複数校指導を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報科については、令和4年5月時点の複数校指導の状況について調査し、把握しているところ。その結果も踏まえ、令和4年10月に、免許状保有者による複数校指導の抜本的増加を内容に含む、各自治体における指導体制の改善計画を提出いただき、本年11月には、改善計画の着実な履行を含め、指導体制の一層の充実を促す通知を発出したところ。 ● 情報科以外の一部教科についても、今年度中に調査を取りまとめ予定。
<p>n 文部科学省は、個に応じた学びを進めるとともに、社会に開かれた初等中等教育を実現し、もって教育の質を高めることを目的として、特に情報科について、特別非常勤講師やチーム・ティーチングを始めとする外部人材の活用状況を調査するとともに、非常勤講師を含む外部人材活用を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別非常勤講師やチーム・ティーチングを始めとする外部人材やチューターの活用状況については、必要な単位の履修が修了するまでは調査実施は困難と判断し、令和5年度に実施予定(現在、調査設計に着手中)。

1 設置の目的

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の実現のためには、ICTを活用した学びが重要な役割を担うこととなるが、その推進に当たっては、Society5.0時代に向けた社会変化の加速度的な進展や、それに伴う今後の新たな教育の可能性を見据え、学校を中心とする学びの在り方の基本的な考え方を整理するとともに、一人一台端末等の活用を含めた多様で柔軟な学びの具体的な姿を明確化することなどが求められる。

このため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会の下に、「義務教育の在り方ワーキンググループ」を設置する。

2 主な検討事項

(1) 義務教育の意義

- ①豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる子供たちに必要な資質・能力と学校が果たす役割について
- ②全ての子供たちの可能性を引き出す学びの実現について

(2) 学びの多様性

- ①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの具体化について
- ②多様性と包摂性に基づく学校文化の醸成について
- ③学びにおけるオンラインの活用について
- ④学校教育になじめないでいる子供に対する学びの保障について

(3) その他

3 委員一覧

(◎は主査、○は主査代理。)

○秋田 喜代美	学習院大学文学部教授
荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
今村 久美	認定NPO法人カタリバ代表理事
鍵本 芳明	岡山県教育委員会教育長
柏木 智子	立命館大学産業社会学部教授
黒沢 正明	東京都八王子市立高尾山学園校長
小柳 和代	香川県高松市教育委員会教育長
貞廣 斎子	千葉大学教育学部教授
戸ヶ崎 勤	埼玉県戸田市教育委員会教育長
中谷 一志	広島県廿日市市立宮園小学校長
◎奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教授
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科特任教授
堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授、 東京学芸大学大学院教育学研究科教授
水谷 年孝	愛知県春日井市立高森台中学校長
若江 眞紀	株式会社キャリアリンク代表取締役

SC・SSW・SLのオンライン活用について

【SC・SSWについて】

オンラインの活用状況

- スクールカウンセラー(SC)
38自治体(R4. 5月時点)
←6自治体(R2. 5月時点)
- スクールソーシャルワーカー(SSW)
27自治体(R4. 5月時点)
←1自治体(R2. 5月時点)

※67都道府県・政令市の実施状況等について把握

オンライン活用の効果(メリット)

- ・対面によるカウンセリングを希望しない児童生徒や対面でのカウンセリングが実施できない不登校児童生徒等、支援を受けられていない児童生徒に対し、オンラインの活用により支援に繋げることができる
- ・移動時間を削減できることで、関係機関職員やSC・SSWがケース会議に参加しやすい等、支援の効率化が図られる 等

活用上の課題

- ・表情や身なり等の細かな状況までは把握しづらい
- ・児童生徒の自傷行為等のリスクへの対応
- ・SC等と相談者との間で信頼関係が構築されていない段階での活用が難しい 等

(これまでの取組)

○ オンラインカウンセリングの留意点について周知

令和2年5月及び令和4年2月、児童生徒の心のケアや環境の改善に向け、スクールカウンセラー等によるオンラインカウンセリングを含む、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割等について、各都道府県教育委員会等に対して周知

○ オンラインカウンセリングの実施状況及び効果・課題について把握

各都道府県・政令市に対し、オンラインカウンセリングの実施状況や、実施した場合の効果や課題について把握

(今後の取組)

- 令和5年度予算(案)において、各都道府県・政令市でのSC・SSWによるオンラインを活用した広域的な支援体制整備のための予算を計上
- 各都道府県・政令市等におけるSC・SSWによるオンラインを効果的・効率的に活用した好事例を収集し、事例集の作成・周知

オンラインを効果的・効率的に活用した支援の一層の促進

【SLについて】

オンラインの活用状況

- 都道府県:約43%
- 指定都市:約33% ※令和3年度

オンライン活用の効果(メリット)

- ・複数人が同席できるため、学校・教育委員会同時に話を聞くことが可能
- ・移動を伴わないため、日程調整が容易
- ・教育委員会や弁護士事務所から地理的に遠い学校等が活用することが可能 等

(これまでの取組)

- オンラインの活用状況を含めた法務相談体制の整備状況等について調査を実施
- 積極的な取組を促す観点から、オンラインの活用を含め、法務相談に対する物理的・心理的障壁を下げる工夫について各教育委員会に対して周知を実施

(今後の取組)

- オンラインの活用状況について引き続きフォローアップを行うとともに、教育委員会等を対象とする説明会等で、オンラインの活用を含めた法務相談の構築を要請

オンラインの活用を含めたスクールロイヤーの活用の一層の促進

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

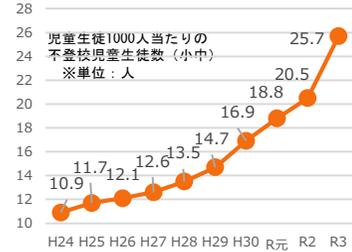
による教育相談体制の充実

令和5年度予算額 (案) 77億円
(前年度予算額)

82億円
77億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」等を踏まえ、**重大ないじめ・自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等**に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和5年度予算額(案) : 5,889百万円(前年度予算額 : 5,581百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1 / 3、都道府県・政令指定都市 2 / 3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置 (27,500校)
- ✓ 配置時間 : 週 1 回概ね 4 時間程度

基礎配置に加え、配置時間を週 1 回 4 時間加算

⇒重点配置の活用により、**週 1 回 8 時間(終日) 以上の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **2,900校** (←2,000校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**
- **虐待対策**のための重点配置 : **2,000校** (←1,500校)
- **貧困対策**のための重点配置 : **2,300校** (←1,900校)

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人**

上記のほか、**自殺予防教育実施の支援**を含む

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和5年度予算額(案) : 2,313百万円(前年度予算額 : 2,132百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1 / 3、都道府県・政令指定都市・中核市 2 / 3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置 (10,000中学校区)
- ✓ 配置時間 : 週 1 回 3 時間

基礎配置に加え、配置時間を週 1 回 3 時間加算

⇒重点配置の活用により、**週 2 回や週 3 回の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **3,000校** (←2,000校)
※不登校特例校・夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**
- **虐待対策**のための重点配置 : **2,500校** (←2,000校)
- **貧困対策**のための重点配置 : **3,500校** (←2,900校)
※ヤングケアラー支援のための配置を含む

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人**

オンライン活用拠点

- **オンラインカウンセリング**活用のための配置 : **67箇所** (新規)

- **オンラインを活用した支援**のための配置 : **67箇所** (新規)

重点配置等

いじめ
不登校

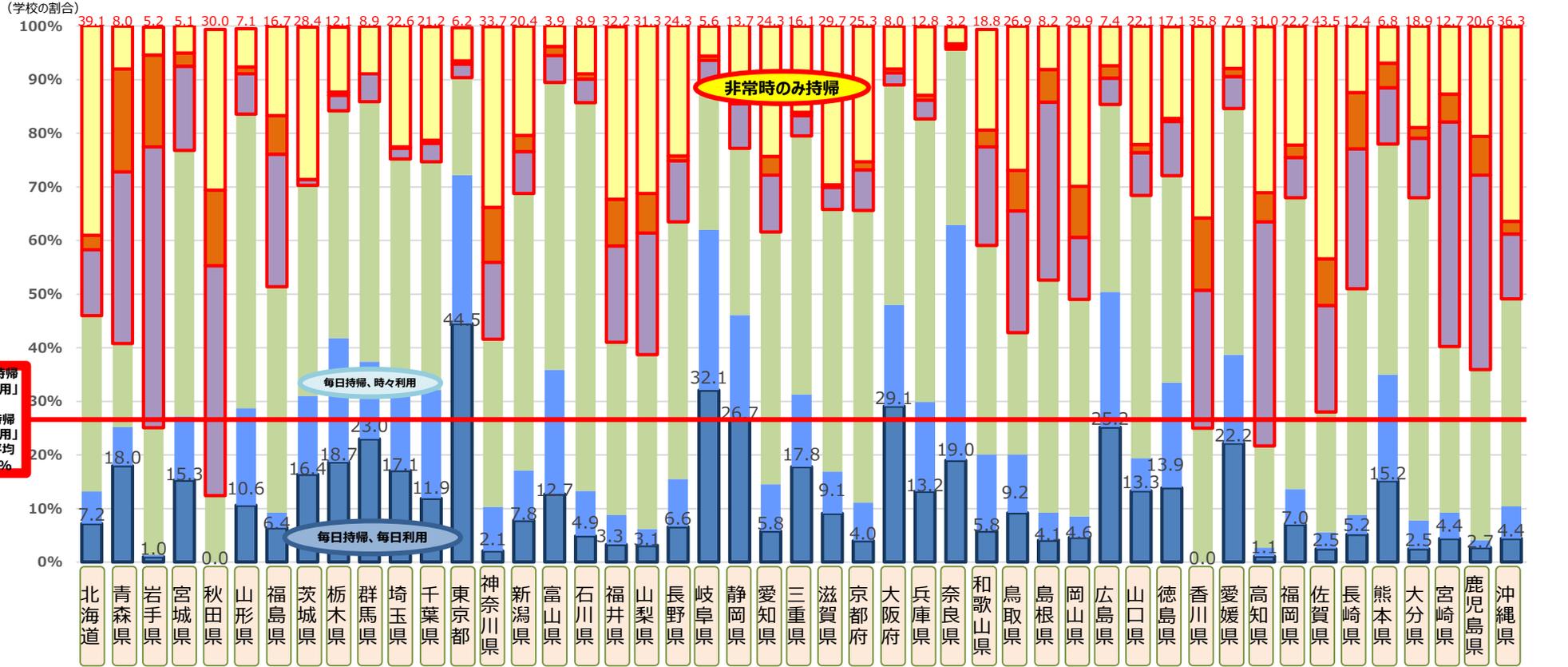
虐待
貧困

質の向上

1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合（小学校・都道府県別 ※政令市除く）

※ 1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合について調査（R4全国学力・学習状況調査結果より[令和4年4月実施]）

（参考）令和3年7月末時点での平常時の端末の持ち帰り学習の実施状況（学校数）26.1%（端末活用状況等の実態調査（確定値）より[令和3年10月]）



「毎日持帰
毎日利用」
+
毎日持帰
時々利用」
全国平均
23.4%

学校数	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
非常時のみ持帰	39.1	8.0	5.2	5.1	30.0	7.1	16.7	28.4	12.1	8.9	22.6	21.2	6.2	33.7	20.4	3.9	8.9	32.2	31.3	24.3	5.6	13.7	24.3	16.1	29.7	25.3	8.0	12.8	3.2	18.8	26.9	8.2	29.9	7.4	22.1	17.1	35.8	7.9	31.0	22.2	43.5	12.4	6.8	18.9	12.7	20.6	36.3
持ち帰ってはいけない	2.7	19.2	17.1	2.5	14.1	1.3	7.2	0.0	0.6	0.0	0.3	0.6	0.6	10.3	3.0	1.7	1.0	8.7	7.4	0.9	0.8	1.0	3.5	0.6	0.5	1.5	0.7	0.9	0.5	3.1	7.6	6.1	9.5	2.3	1.5	0.6	13.5	1.5	5.4	2.3	8.7	10.5	4.6	2.0	5.2	7.2	2.4
持ち帰らせていない	12.3	32.0	52.4	15.7	42.9	7.5	24.7	1.1	2.9	5.2	2.0	3.4	2.5	14.3	7.8	5.0	4.4	18.0	22.7	11.4	3.9	8.3	10.6	3.8	4.1	7.6	2.3	3.5	0.5	18.4	22.7	33.2	11.6	4.9	8.0	10.1	25.7	6.0	41.8	7.5	19.9	26.1	10.5	11.1	41.9	36.3	12.1
時々持帰って、時々利用	32.8	15.6	23.8	49.6	12.4	54.9	42.2	39.3	42.4	48.5	42.0	42.6	18.2	31.3	51.7	53.6	72.4	32.2	32.5	48.0	27.7	31.1	47.1	48.2	48.9	54.5	41.0	52.8	32.8	39.0	22.7	43.4	40.5	35.0	49.0	38.6	25.0	45.9	19.0	54.4	22.4	42.2	43.0	60.2	31.0	31.8	38.7
毎日持帰って、時々利用	6.0	7.2	0.3	11.9	0.0	18.1	2.8	14.6	23.1	14.4	16.1	20.2	27.7	8.2	9.3	23.2	8.4	5.5	3.1	8.9	29.9	19.4	8.7	13.5	7.8	7.1	18.9	16.7	43.9	14.3	10.9	5.1	3.9	25.2	6.1	19.6	0.0	16.5	1.6	6.6	3.1	3.6	19.8	5.3	4.8	1.4	6.0
毎日持帰って、毎日利用	7.2	18.0	1.0	15.3	0.0	10.6	6.4	16.4	18.7	23.0	17.1	11.9	44.5	2.1	7.8	12.7	4.9	3.3	3.1	6.6	32.1	26.7	5.8	17.8	9.1	4.0	29.1	13.2	19.0	5.8	9.2	4.1	4.6	25.2	13.3	13.9	0.0	22.2	1.1	7.0	2.5	5.2	15.2	2.5	4.4	2.7	4.4

■ 毎日持ち帰って、毎日利用
 ■ 毎日持ち帰って、時々利用
 ■ 時々持ち帰って、時々利用
■ 持ち帰らせていない
 ■ 持ち帰ってはいけない
 ■ 臨時休業等の非常時のみ、持ち帰ることとしている

調査項目：あなたの学校では児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレット等の端末を、どの程度家庭で利用できるようにしていますか。

授業一般

調べる場面

教職員・生徒

発表・表現

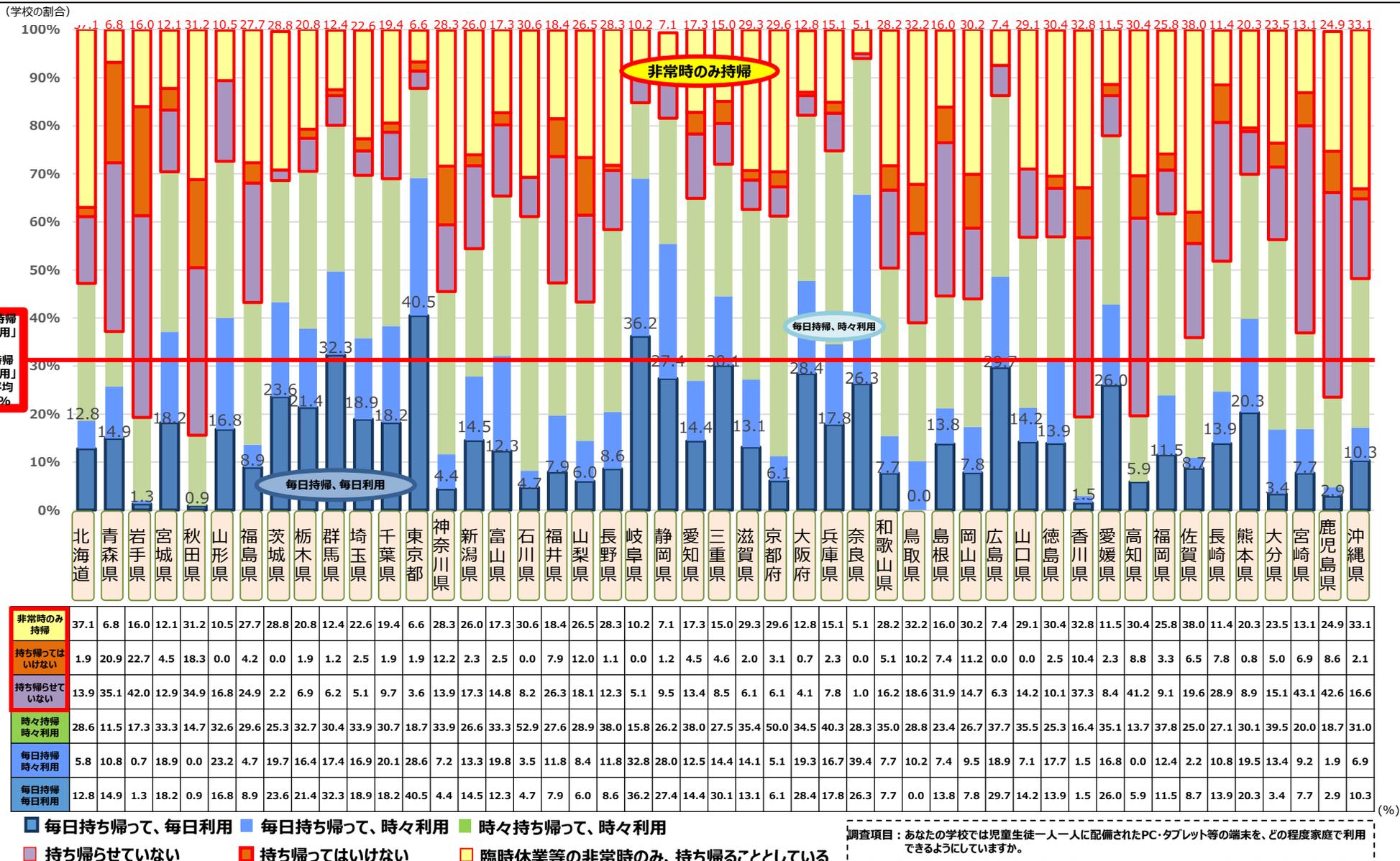
児童生徒同士

持ち帰り

1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合（中学校・都道府県別 ※政令市除く）

※ 1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合について調査（R4全国学力・学習状況調査結果より[令和4年4月実施]）

（参考）令和3年7月末時点での平常時の端末の持ち帰り学習の実施状況（学校数）26.1%（端末利活用状況等の実態調査（確定値）より [令和3年10月]）



授業一般

調べる場面

教職員・生徒

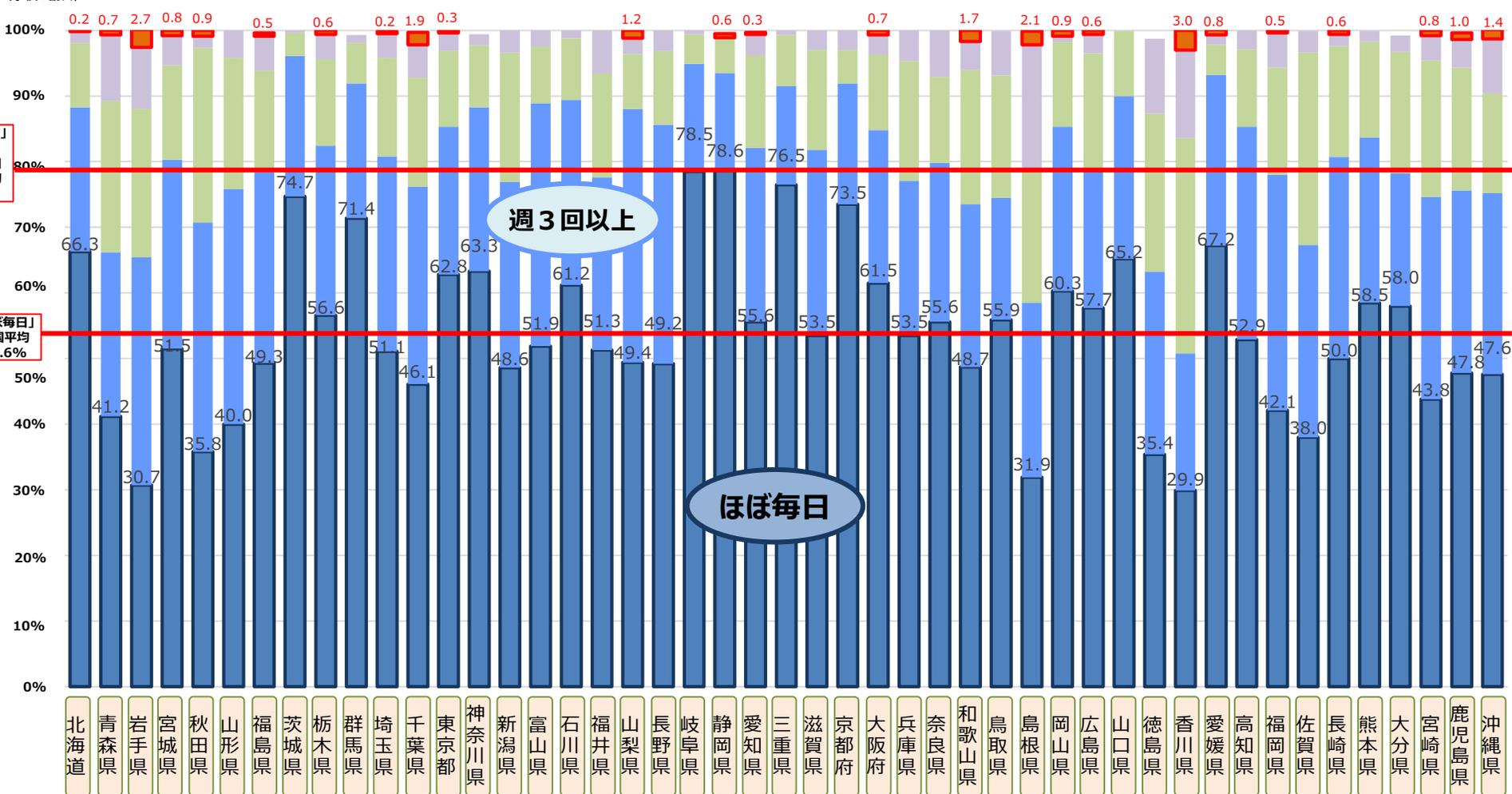
発表・表現

児童生徒同士

持ち帰り

1人1台端末を授業で活用している学校の割合（中学校・都道府県別 ※政令市除く）

※現在の中学校3年生が令和3年度までに受けた授業での活用割合について調査（R4全国学力・学習状況調査結果より[令和4年4月実施]）



月1回未満	0.2	0.7	2.7	0.8	0.9	0.0	0.5	0.0	0.6	0.0	0.3	1.9	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	1.7	0.0	2.1	0.9	0.6	0.0	0.0	3.0	0.8	0.0	0.5	0.0	0.6	0.0	0.0	0.8	1.0	1.4
月1回以上	1.7	10.1	9.3	4.5	1.8	4.2	5.2	0.4	3.8	1.2	3.7	5.0	2.7	1.7	3.5	2.5	1.2	6.6	2.4	3.2	0.6	0.0	3.2	0.7	3.0	3.1	3.0	4.7	7.1	4.3	6.8	19.1	0.9	2.9	0.0	11.4	13.4	1.5	2.9	5.3	3.3	1.8	1.6	2.5	3.8	4.3	8.3
週1回以上	9.8	23.0	22.7	14.4	26.6	20.0	15.5	3.5	13.2	6.2	15.0	16.6	11.6	9.4	19.7	8.6	9.4	15.8	8.4	11.2	4.5	5.4	14.1	7.8	15.2	5.1	11.5	18.2	13.1	20.5	18.6	20.2	12.9	17.7	9.9	24.1	32.8	4.6	11.8	16.3	29.3	16.9	14.6	18.5	20.8	18.7	15.2
週3回以上	22.0	25.0	34.7	28.8	34.9	35.8	29.1	21.4	25.8	20.5	29.7	30.1	22.5	25.0	28.3	37.0	28.2	26.3	38.6	36.4	16.4	14.9	26.5	15.0	28.3	18.4	23.3	23.6	24.2	24.8	18.6	26.6	25.0	21.1	24.8	27.8	20.9	26.0	32.4	35.9	29.3	30.7	25.2	20.2	30.8	27.8	27.6
ほぼ毎日	66.3	41.2	30.7	51.5	35.8	40.0	49.3	74.7	56.6	71.4	51.1	46.1	62.8	63.3	48.6	51.9	61.2	51.3	49.4	49.2	78.5	78.6	55.6	76.5	53.5	73.5	61.5	53.5	55.6	48.7	55.9	31.9	60.3	57.7	65.2	35.4	29.9	67.2	52.9	42.1	38.0	50.0	58.5	58.0	43.8	47.8	47.6

■ ほぼ毎日 ■ 週3回以上 ■ 週1回以上 ■ 月1回以上 ■ 月1回未満

調査項目：調査対象学年の生徒に対して、前年度までに、生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか

授業一般
調べる場面
教職員・生徒
発表・表現
児童生徒同士
持ち帰り

1人1台端末の利活用促進に向けた取組について（通知）

4文科初第1664号
令和4年11月25日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

1人1台端末の利活用促進に向けた取組について（通知）

文部科学省では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させるために、「GIGA スクール構想」を推進しているところですが、本年4月に実施した全国学力・学習状況調査の結果においては、1人1台端末の利活用状況について地域や学校によって大きな差が見られました（別紙1）。こうした状況については、教育の機会均等の観点からも早急には正する必要があります。これまで1人1台端末の利活用を積極的に進めてきた地域や学校では、個別最適な学びや協働的な学びのツールとして1人1台端末を有効に活用している事例も見られることから、こうした事例を踏まえて改善を進めていただく必要があります。

また、1人1台端末の利活用促進に当たっては、情報通信技術支援員（ICT支援員）の配置の充実も重要です。このことについては、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」において4校に1人との配置基準を示し、地方財政措置を講じていますが、別紙2及び別紙3のとおり、その配置状況には大きな地域差が見られ、全国平均で5.7校に1人の配置に留まっています。情報通信技術支援員について、地方財政措置の更なる充実を求める声もありますが、その検討の前提として、まずは現行の措置分における配置基準が満たされる必要があります。

については、下記の事項についてお取り計らいくださるようお願いします。

記

- 1 各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）区町村における1人1台端末の活用状況を分析した上で、各市区町村に対して、1人1台端末の利活用促進のために必要な指導、助言又は援助を行うようお願いします（詳細な方法等については、別途事務連絡をもってお知らせします）。また、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校における活用状況を分析し、1人1台端末の利活用促進のための取組を一層進められるようお願いします。

令和4年11月25日（通知）

- 2 1人1台端末の利活用をより一層進めるため、各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して情報通信技術支援員を十分に配置するようお願いします。また、都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市区町村教育委員会に対し、情報通信技術支援員を十分に配置するよう指導、助言又は援助を行うようお願いします。

【本件連絡先】

初等中等教育局 学校デジタル化プロジェクトチーム
TEL：03-5253-4111（代表）内線2656
e-mail：digital-pt@mext.go.jp